

留寿都村地球温暖化対策実行計画（事務事業編） （概要版）

令和6年（2024年）1月

地球温暖化の影響

地球温暖化とは、主に人為的な活動に伴い排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象です。地球温暖化によるここ数十年の気候変動は、人間の生活や自然の生態系にさまざまな影響を与えています。たとえば、氷河の融解や海面水位の変化、洪水や干ばつなどの影響、陸上や海の生態系への影響、食糧生産や健康など人間への影響が観測され始めています。

国内・海外の動向

海外の動向

- 2020年以降の気候変動問題に関する法的拘束力のある国際的な枠組みとして「パリ協定」が採択（2015年12月）
「世界全体の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求すること」を世界共通の目標として提示

国内の動向

- 国が2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言（2020年10月）
- 「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」の改正（2021年5月）
- 温対法に基づく国の総合計画である地球温暖化対策計画の改訂（2021年10月）
「我が国の中期目標として、2030（R12）年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」ことを提示



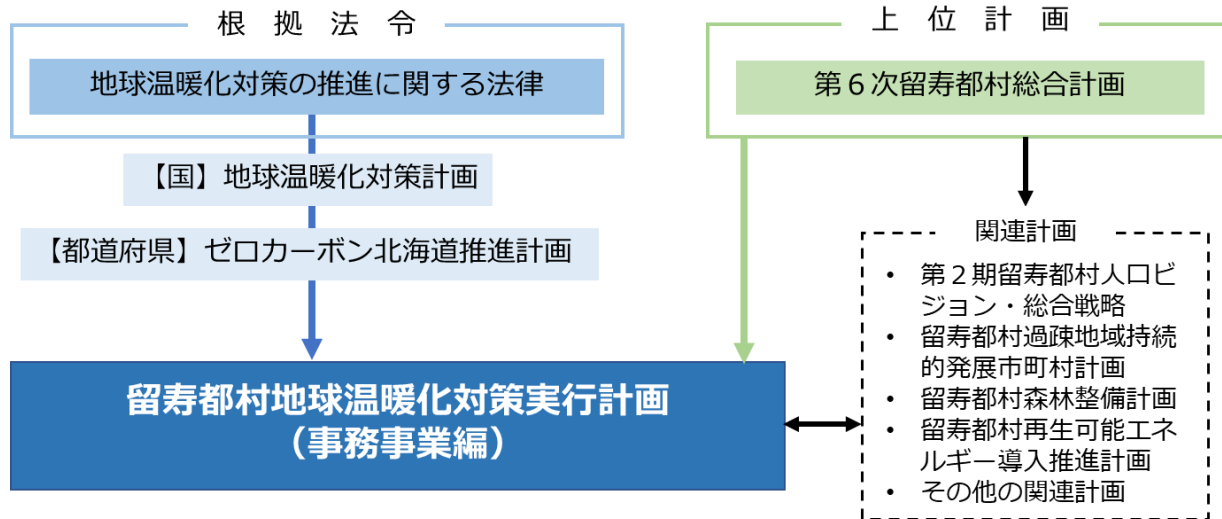
村として地球温暖化対策に取り組む必要性があります。

計画策定の意義

村が事業者・消費者としての立場から、環境に配慮した行動に率先して取り組むことにより、環境への負荷を出来る限り低減することを目的として、本計画を策定します。

計画の位置付け

本計画は、温対法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して策定する、地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画となります。



計画の位置付け

計画期間

計画期間：2024（R6）年度～2030（R12）年度
基準年度：2013（H25）年度
目標年度：2030（R12）年度

計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本村が実施する全ての事務事業とします。対象とする施設・設備は、指定管理者制度により運営を外部委託している施設を含めて、本村が所有している全ての施設・設備とします。

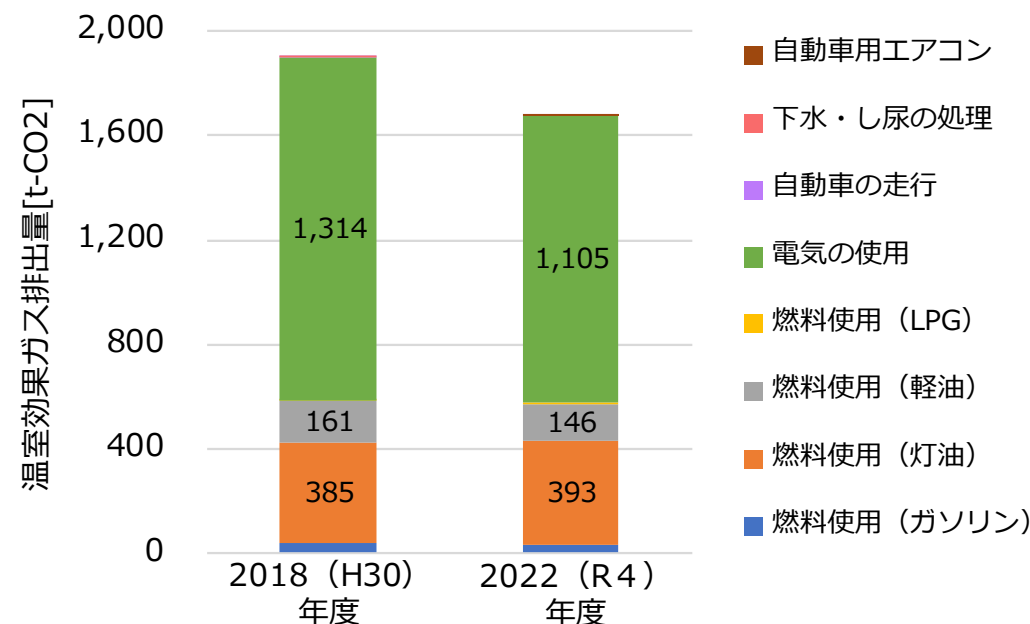
温室効果ガスの排出状況①

2018（H30）年度及び2022（R4）年度の温室効果ガス排出量

- 本村の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は、2018（H30）年度が1,900t-CO₂、2022（R4）年度が1,680t-CO₂であり、2018（H30）年度から2022（R4）年度にかけての削減率は11.6%となっています。
- 2022（R4）年度においては、他人から供給された電気の使用に伴う排出量（約66%）、灯油の使用に伴う排出量（約23%）、軽油の使用に伴う排出量（約9%）の3つの排出源で、排出量のほぼ全量を占めています。

2018（H30）年度及び2022（R4）年度の温室効果ガス排出量

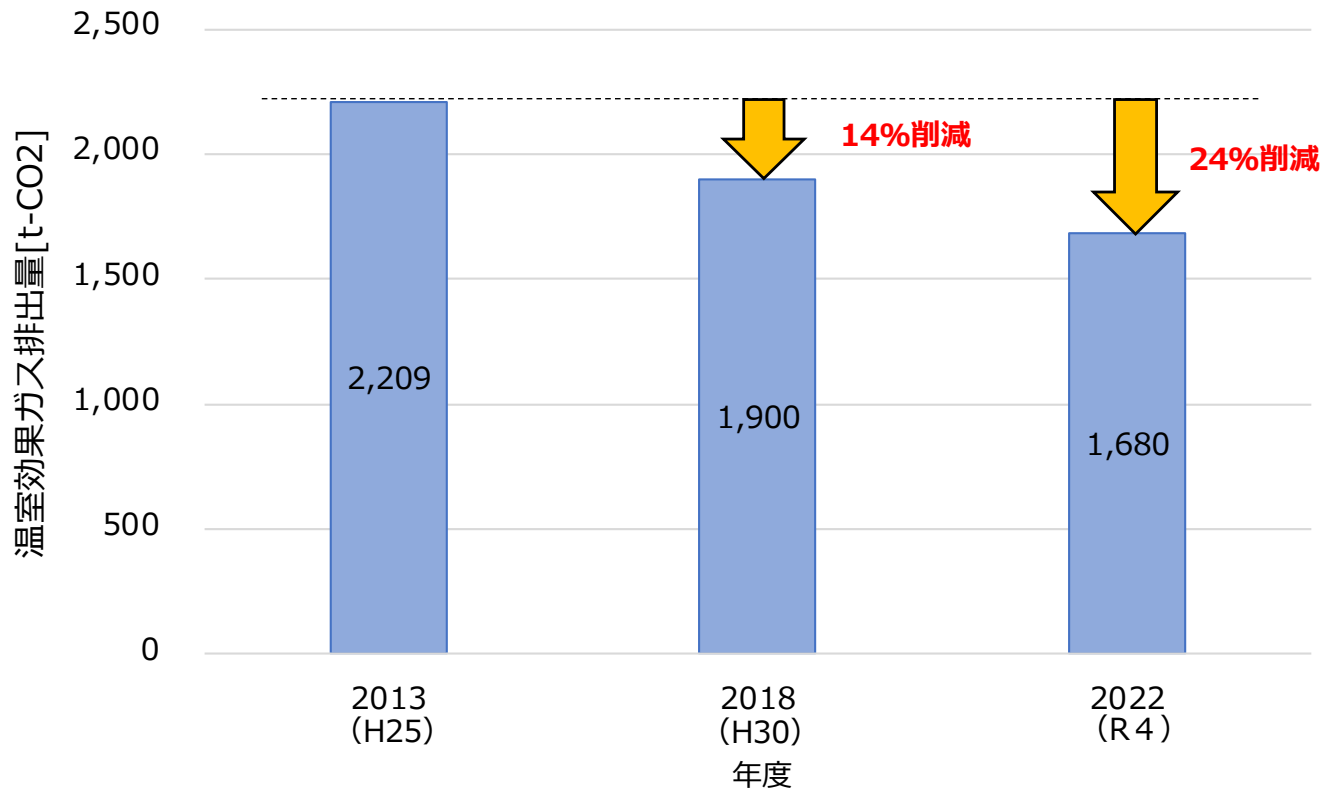
排出源		温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)		2018(H30)~ 2022(R4) 削減率	
		2018 (H30) 年度	2022 (R4) 年度		
燃料の使用	ガソリン	自動車	36.85	33.09	10.2%
		それ以外	1.18	1.17	0.8%
	灯油		384.78	393.23	-2.2%
		こんろ、湯沸器、ストーブ等	0.00	0.00	-
	軽油	自動車・重機	160.51	145.86	9.1%
		それ以外	0.43	0.00	100.0%
	液化石油ガス（LPG）		1.32	1.26	4.5%
		こんろ、湯沸器、ストーブ等	0.00	0.00	-
	ガス機関・ガソリン機関	0.00	0.00	-	
他人から供給された電気の使用		1,314.43	1,104.50	16.0%	
自動車の走行	ガソリン車	0.35	0.33	5.7%	
	ディーゼル車	0.59	0.49	16.9%	
下水・し尿の処理		0.01	0.01	0.0%	
自動車用エアコンディショナーの使用・廃棄		0.00	0.01	-	
合計		1,900.45	1,679.95	11.6%	



2018（H30）年度及び2022（R4）年度の温室効果ガス排出量

基準年度（2013（H25）年度）の温室効果ガス排出量

- 基準年度（2013（H25）年度）の本村の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は、2018（H30）年度と2022（R4）年度の排出量から線形近似することにより、2,209 t-CO₂と推計されます。
- 2018（H30）年度及び2022（R4）年度の排出量（それぞれ1,900 t-CO₂、1,680 t-CO₂）は、2013（H25）年度からそれぞれ14%、24%の削減となります。

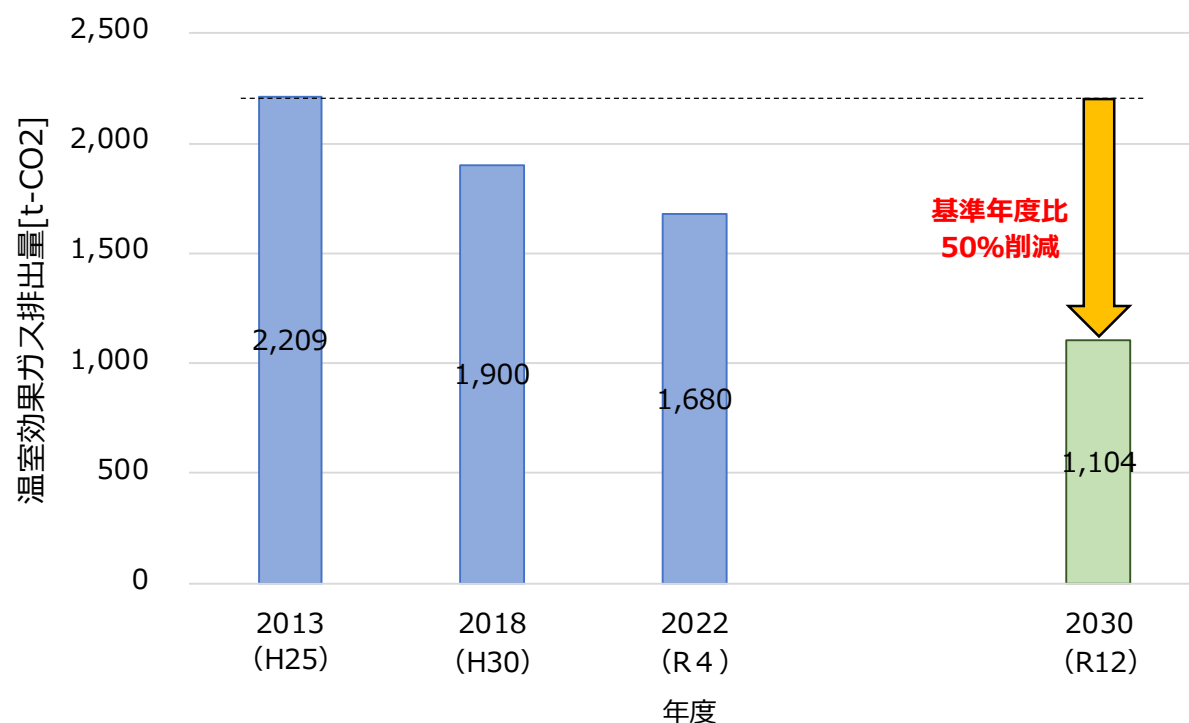


基準年度（2013（H25）年度）からの温室効果ガス排出量の推移

【本村の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量削減目標】

2030 (R12) 年度までに基準年度 (2013 (H25) 年度) 比50%削減

2,209t-CO₂ (2013 (H25) 年度) ⇒ 1,104t-CO₂ (2030 (R12) 年度)



本村の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量削減目標

<参考>

- 国目標 (政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画)

政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030 (R12) 年度までに2013 (H25) 年度比50%削減

- 北海道目標 (第5期 道の事務・事業に関する実行計画)

2030 (R12) 年度における温室効果ガス排出量を2013 (H25) 年度比50%削減

留寿都村地球温暖化対策実行計画の取組を基として、国の地球温暖化対策計画における業務その他部門及び運輸部門の省エネに係る施策や再生可能エネルギーの導入に係る施策を盛り込んだ目標達成に向けた具体的な措置等を示します。

(1) エネルギー使用量の削減

- 電気・燃料使用量の削減に係る取り組み
 - 照明の適切な使用・管理
 - 電気機器等の適切な使用・管理
 - 冷暖房・空調温度の適切な管理、冷暖房負荷の軽減等
 - 給湯機器等の適切な使用・管理
 - 業務の効率化、労働時間の短縮

(2) 資源の有効利用

- 水道使用量削減に係る取り組み
 - 水利用の抑制等
- 用紙類の使用量の削減に係る取り組み
 - 用紙類の使用の抑制
- 廃棄物の減量・リサイクルの推進に係る取り組み
 - 事務用品・備品の適正な使用・管理
 - リサイクルの推進
 - グリーン購入の推進
 - 食品ロスの削減

(3) 公用車の利用等における取り組み

- 公用車燃料使用量削減に係る取り組み
 - 公用車利用の合理化・走行量の抑制
 - エコドライブの徹底
 - 温室効果ガス排出量の少ない自動車の導入

(4) 施設の整備及び管理における取り組み

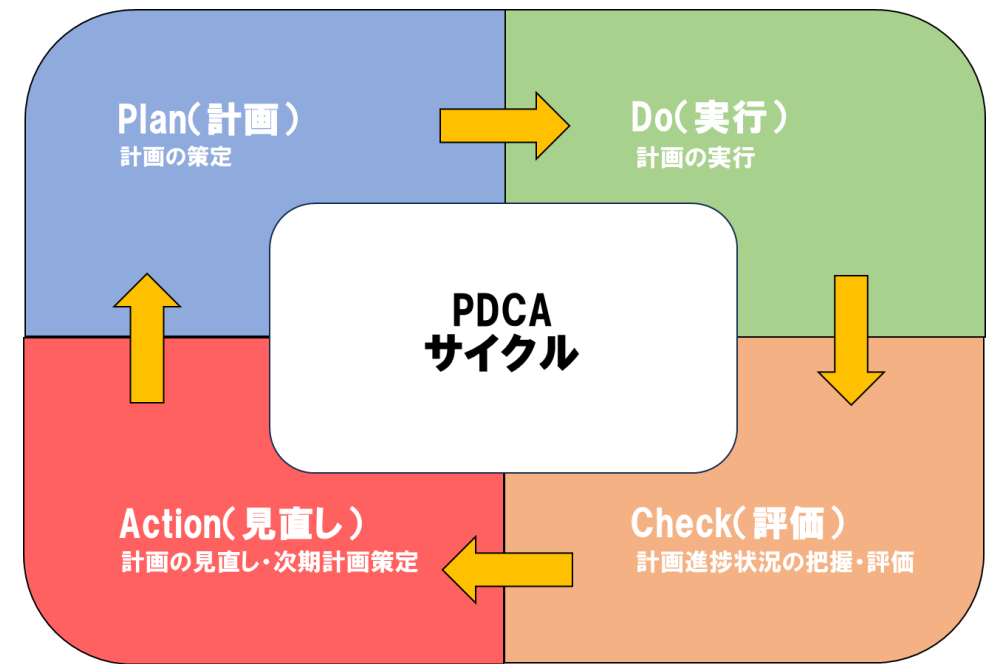
- 建築物等
- 設備・機器等
- 水利用
- 再生可能エネルギーの導入
- 公共工事

推進体制

削減目標を達成するため、本村の関係各課で構成する「留寿都村地球温暖化対策推進会議」を必要に応じて開催します。

進捗管理

環境マネジメントシステムの考え方に基づくPDCAサイクルに沿って進行管理を行います。計画進捗状況を把握・評価し、フィードバックを行うことで、継続的な改善を図っていきます。なお、計画策定時には想定されなかった新たな環境に関する課題や社会経済情勢の大きな変化が生じた場合などには、計画期間内であっても見直しを行います。



計画の進捗管理のイメージ